

四科目入試認定試験（令和3年3月5日施行）

刑事訴訟法 試験問題

【問題】

以下の〈事例〉を読み、〈設問〉に答えなさい。

〈事例〉

- 1 甲警察署生活安全課所属のP警部補は、平成31年2月25日、覚醒剤取締法違反（使用）の被疑事実で逮捕したAから、「Xという40代半ばくらいの中年の男が、覚醒剤を密売しており、自分もXから覚醒剤を今年になってから3回購入した。昨日〔24日〕は、手持ちが足りなかったもので、その場で交渉して2000円まけてもらって、0.4グラムを1万8000円で購入した。」との供述を得た。
- 2 そこで、Xについて捜査を行ったP警部補は、Xには覚醒剤取締法違反（営利目的の譲渡し）の前科があり、半年前に隣の刑務所を出た後、ほどなくして覚醒剤の密売を再開したことが判明したが、その所在が知れなかったことから、所在捜査を行っていたところ、平成31年2月28日午後1時30分ころ、甲市内にあるホテルBの支配人からXらしき者が8階にある814号室にチェックインしたとの通報があった。
- 3 同日午後5時45分、甲地方裁判所裁判官から、覚醒剤取締法違反の被疑事実（被疑者Xが、営利の目的で、みだりに、平成31年2月24日午後7時ころ、甲県甲市内において、Aに対し、覚醒剤約0.4グラムを代金1万8000円で譲り渡した事実）に基づき、Xが宿泊しているホテルBの814号室、使用車両及び着衣携帯品に対する各捜索差押許可状（いずれも、差し押さえるべき物を「覚醒剤、覚醒剤計量器具類、覚醒剤分包紙袋類、覚醒剤取引関係文書、手帳、メモ類、被疑者使用の携帯電話及び付属の充電器等」とする。）の発付を受けたP警部補ら8名の警察官は、午後6時ころ、これらの令状に基づく処分を実施するため、同ホテルに到着した。
- 4 P警部補は、ホテルBのフロント従業員に対して、Xの在室を確認した上で、支配人に対して、814号室についての捜索差押許可状が発付されていることを説明し、捜査に対する協力を得た上で、客室のマスターキー（カードキー）を借り受けた。
- 5 ①同日午後6時5分ころ、P警部補は、814号室のドアをノックしたり、来意を告知したりすることなく、上記マスターキーを用いて同室のドアを開けて密かに入室しようとしたところ、内側からチェーン錠がかけられていたため、あらかじめ用意していたボルトクリッパ（鉄筋等を切断するための手動式の Cutter）を使って、支配人の了解を得ることなく直ちにチェーン部分を切断して入室し、それに続いて他の警察官らも順次室内に立ち入った。そして、P警部補が、浴衣を着てベッドに横たわっていたXに対し、「警察だ。Xだな。これから捜さだ。」と声をかけたところ、Xは、「いったい何だ。おれは何もしてないぞ。」などと答えて興奮してベッドから立ち上がろうとしたため、警察官2名

がXの腕を引っ張ってベッドの上に座らせた。ほどなくXの興奮がおさまり、また、この間に同室内にはX以外の者がいないことが確認され、捜索の態勢が整ったことから、②P警部補が、同日午後6時7分ころ、ベッド上に座っているXに対し、同室についての捜索差押許可状を提示し、さらに、着衣携帯品についての捜索差押許可状も提示した。

- 6 警察官らが捜索を開始したところ、同日午後6時12分ころ、Xがいたベッドの下の床上に眼鏡ケースが落ちており、その中から、白色の結晶粉末が入ったビニール袋1袋が発見された。Xの同意を得て行われた、試薬を用いた予試験の結果、上記結晶粉末が覚醒剤であることが判明したことから、P警部補は、午後6時28分、残りの結晶粉末を差し押さえるとともに、Xを覚醒剤取締法違反（所持）の罪の現行犯人として逮捕した。また、ソファの上のポストンバッグの中からは、Xの使用に係るスマートフォンと手帳とが発見され、いずれも上記令状に基づいて差し押さえられた。その後、押収されたXの上記手帳の記載内容を精査したところ、平成31年2月24日の欄に、X自身のもともみられる筆跡で、「0.4g 1万8千 Aにウル 2千マケ」との記載があり、他の日付の欄にも、覚醒剤取引の量、金額、相手方などを記録したとみられる同様の記載が複数存在していた。
- 7 その後所要の捜査を経て、Xは、覚醒剤取締法違反（Aに対する前記営利目的譲渡し及びホテルB814号室における所持）の各公訴事実により、甲地方裁判所に公訴を提起された。

捜査機関による取調べに対し、Xは、黙秘の態度を貫き、第1回公判期日の冒頭手続においても、「いずれの事件についても、何も言いたくない。」と陳述した。

〈設問〉

以下の小問すべてに答えなさい。

1. 下線部①及び下線部②の警察官の各行為の適法性について、関連する条文を指摘しながら、それぞれ論じなさい。なお、捜索差押許可状はいずれも適法に発付され、有効であるものとする。

2. Xの公判において、検察官が、XがAに対して覚醒剤0.4グラムを1万8000円で譲り渡した事実を立証するため、押収されたXの上記手帳（平成31年2月24日の欄にある、「0.4g 1万8千 Aにウル 2千マケ」との記載部分。）の取調べを請求し、Xが刑事訴訟法第326条第1項の同意をしない場合、裁判所はこの証拠を取り調べることができるか。同手帳の証拠能力について、関連する条文を指摘しながら論じなさい。なお、解答に当たっては、同手帳への上記記載はX自身がしたものと考えてよい。

○参照条文

覚醒剤取締法第41条の2

覚醒剤を、みだりに、所持し、譲り渡し、又は譲り受けた者……は、10年以下の懲役に処する。

- 2 営利の目的で前項の罪を犯した者は、1年以上の有期懲役に処し、又は情状により1年以上の有期懲役及び500万円以下の罰金に処する。
- 3 前2項の未遂罪は、罰する。